



被扶養者認定の取扱基準を見直します

組合員が主たる生計維持者となる要件等について、昨今の働き方の多様化からより現状に即したものとするため、被扶養者認定の取扱基準を見直します。取扱基準の見直しに伴い、必要に応じて、被扶養者の認定、取消または扶養替えなどの手続きをお願いします。



1 夫婦が共同して扶養している場合

従来は、育児休業等により収入が減った場合でも、フルタイム勤務時の収入額で夫婦間の収入比較を行っていましたが、今後は育児休業等を受けたことによる今後1年間の収入を見込んだもので夫婦間の収入比較を行います。

現行

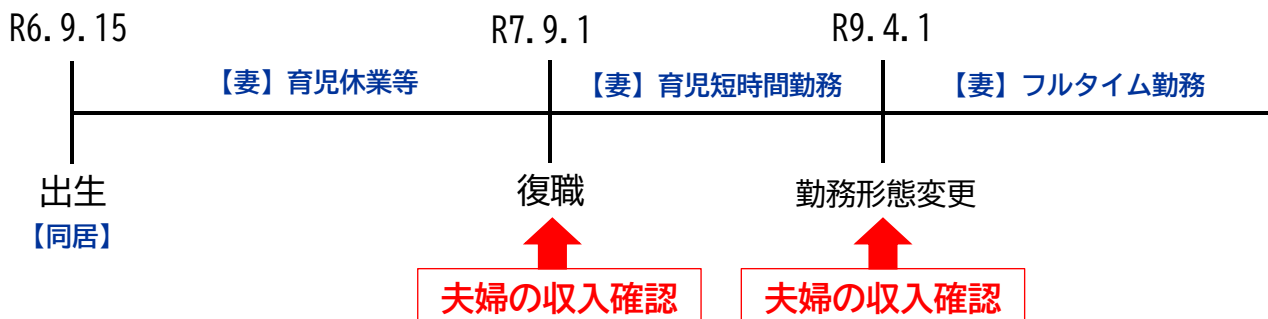
夫婦双方の年間収入を比較する場合で、組合員または配偶者が育児休業の許可を受けた場合、当該許可を受けていないフルタイム勤務時の収入額で比較

改正後

夫婦双方の年間収入を比較する場合で、組合員または配偶者が育児休業の許可を受けた場合、当該許可を受けたことによる今後1年間の収入を見込んだ収入額で比較

事例

【組合員】妻 年間収入 600万円（育児休業等取得予定）
【配偶者】夫（会社員） 年間収入 400万円



子の出生時、組合員の収入が配偶者の収入より高い場合であっても、**組合員が育児休業等の取得により、今後1年間の収入が配偶者よりも組合員の方が少なくなることが見込まれる場合は**、原則、子の認定はできませんので、出生時から配偶者側の健康保険組合等で認定手続きをしてください。

なお、組合員が育児休業等から復職し、又は勤務形態を変更し、配偶者の収入を上回る場合は、共済組合へ扶養替えによる子の認定の手続きをし、配偶者側の健康保険組合等へ認定取り消しの手続きをしてください。



2

別居の認定対象者への仕送り額

別居している場合は、主として組合員の収入により生計が維持されているか、組合員から恒常的かつ定期的に一定の金額以上仕送りがあるか判断していますが、認定対象者への仕送りの下限額を認定基準額である130万円の1/2以上とするよう見直します。

令和6年12月分の仕送り額から変更をお願いします。

現行

別居の認定対象者の収入（複数人いる場合は合計収入）の1/2以上（月額）
ただし、少なくとも次の仕送り額が必ず必要となります。
認定対象者
1人 50,000円
2人 90,000円
3人以上
別居の認定対象者×40,000円

改正後

別居の認定対象者の収入（複数人いる場合は合計収入）の1/2以上（月額）
ただし、少なくとも次の仕送り額が必ず必要となります。
認定対象者
1人 55,000円
2人以上
別居の認定対象者×50,000円



3

組合員の扶養能力判断基準

組合員が被扶養者を扶養する場合、経済的な扶養能力に妥当性があるかを判断するため次の(1)から(3)までの基準で判断しますが、(1)について「世帯収入」から「個人収入」での比較に見直します。

(2)および(3)については現行の取扱いから変更はありません。

現行

- (1)認定対象者世帯の年間収入が組合員の年間収入の1/2未満であること。
- (2)認定対象者の年間収入が組合員世帯の1人当たりの生計費未満であること。
- (3)組合員世帯の1人当たりの生計費が人事院の「世帯人員別標準生計費」を上回ること。

改正後

- (1)認定対象者の年間収入が組合員の年間収入の1/2未満であること。
- (2)認定対象者の年間収入が組合員世帯の1人当たりの生計費未満であること。
- (3)組合員世帯の1人当たりの生計費が人事院の「世帯人員別標準生計費」を上回ること。

※認定対象者が複数いる場合でも、判定(1)については「組合員：認定対象者1人」の年間収入で扶養能力を判断します。